

ホテル・旅館等におけるメニュー虚偽表示問題への対応について

1. 本県の対応

(1) 景品表示法に基づく措置等

- ・昨年10月に県内において、食材産地等の不適正表示が発覚したことから、消費者庁とともに立入検査を実施するなど、不適正な表示に至った経緯の聞き取りや書類の確認等を実施。その結果、景品表示法に違反する事実が認められた事業者に対しては、昨年12月19日に同法に基づき、再発防止策を講じることなどについて、消費者庁が措置命令、県が指示等を実施。
- ・自主公表により不適正表示を把握したその他事業者に対しても、現在調査を進めているところであり、適切に対処する方針。

(2) その他の取組

- ・県旅館・ホテル生活衛生同業組合及び県飲食生活衛生同業組合に対し、メニュー等の不適正表示に関する自主点検を要請。
- ・(公社)県食品衛生協会を通じて、会員に対して、自主点検及び表示の適正化に向けた取り組みを進めるよう要請。
- ・昨年12月6日に、県と県旅館・ホテル生活衛生同業組合との共催で、適正な表示に対する理解を深めるため、支配人や料理長を対象にメニュー表示の適正化に関する講習会を開催。
- ・県及び奈良市は、食品衛生関係施設に対し、年末一斉の食品衛生監視指導において、書面による注意喚起を実施。
- ・現在消費者庁で策定中のメニュー表示のガイドラインを基に、食品衛生関係者に対する研修会を開催するなど、その周知徹底を行い、一層の表示の適正化を図る予定。

2. 新たな国の動き

(1) メニュー表示ガイドラインの策定

- ・消費者庁は、メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、メニュー表示の具体的な事例をまとめたQ&Aをガイドラインとして策定中。

(2) 食品表示Gメン等の活用

- ・消費者庁は、農林水産省の食品表示Gメン（表示・規格指導官）など約200名に対し、平成26年2月から半年間程度、同庁職員として併任させ、景品表示法に基づく、レストラン、百貨店等への監視業務を実施。

(3) 景品表示法の改正

- ・消費者庁は、現在開催している通常国会へ、都道府県知事への措置命令権限の付与や、事業者の表示管理体制の強化などの景品表示法改正法案の提出を検討中。